

法 学 号 外  
平成 28 年 5 月 23 日

各 私 立 学 校 設 置 者  
各 私 立 学 校 長  
(幼・小・中・高・特) } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施  
等に関する法律の一部を改正する法律の施行について  
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村  
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049  
メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

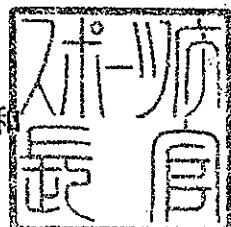


28.ス 庁 第 114 号  
平成 28 年 5 月 13 日

各 都 道 府 縿 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
各 都 道 府 縍 教 育 委 員 会 殿  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

スポーツ庁長官事務代理  
スポーツ庁次長 高橋

道和



(印影印刷)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振  
興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律の施行  
について（通知）

このたび、別添のとおり、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びス  
ポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第35  
号）」（以下「改正法」という。）が、平成28年5月13日に公布され、同日から施  
行されることとなりました。

今回の改正は、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開  
催が円滑になれるようするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に  
行う必要があるものに必要な財源を確保するための措置を講ずるもので

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務  
処理上遺漏のないよう願います。特に、下記留意事項（1）に記載のとおり、地  
方公共団体やスポーツ団体に対する助成については、改正法施行前とほぼ同水準  
を維持することができるようにしておりますので御承知おきください。

あわせて、スポーツに関する事務を管理し、及び執行する各都道府県教育委員  
会又は各都道府県知事におかれでは、これらを御了知の上、域内の市区町村等の  
スポーツ担当部局、関係機関及び関係団体に対してもこの旨周知くださいま  
うお願いします。



また、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおかれては、これらを御了知の上、地方公共団体やスポーツ団体に対する助成について、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体等に対し、十分に周知くださいますようお願いします。

## 記

### 第一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正関係（改正法第1条関係）

#### 1 スポーツ振興投票の収益から所要の財源を確保するための措置

##### （1）特定金額の上限の引き上げ（附則第8条の4）

平成28事業年度から平成35事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益において、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に必要な財源に充てるために控除されることとなる金額の上限を、売上金額の100分の5から100分の10に変更すること。

##### （2）国庫納付金の引き下げ（附則第8条の4）

平成28事業年度から平成35事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票に係る収益のうち国庫に納付しなければならない金額を、当該収益の3分の1に相当する金額から4分の1に相当する金額に変更すること。

#### 2 都道府県の負担制度の創設

##### （1）都道府県の負担（附則第8条の10第1項）

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために独立行政法人日本スポーツ振興センターが整備を行うスポーツ施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用について、当該スポーツ施設が存する都道府県がその費用の3分の1以内を負担することとすること。

##### （2）独立行政法人日本スポーツ振興センターと都道府県の協議（附則第8条の10第2項及び第3項）

当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、独立行政法人日本スポーツ振興センターと当該都道府県が協議して定めることとするとともに、当該協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、当事者の意見を聴いたうえで、文部科学大臣が裁定することとすること。

### 第二 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正関係（改正法第2条関係）

#### 地方公共団体等に対する資金の支給に充てる金額の引き上げ（附則第4項）

平成28事業年度から平成35事業年度までの各事業年度のスポーツ振興投票

に係る収益のうち地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体に対する資金の支給に充てる金額を、当該収益の3分の1に相当する金額から8分の3に相当する金額に変更すること。

### 第三 施行期日

改正法は、公布の日（平成28年5月13日）から施行することとしたこと。

### 第四 留意事項

(1) 特定金額の上限を売上金額の100分の5から100分の10に引き上げることとあわせて、国庫納付金を収益の3分の1に相当する金額から4分の1に相当する金額に引き下げること等を行うことにより、スポーツ振興くじの売上が現行と同水準の場合には、地方公共団体やスポーツ団体に対する助成について、改正法施行前とほぼ同水準を維持することができるようになしたこと。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条の10第1項の「特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターが整備を行う施設のうち、同法附則第8条の3に規定する「国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める業務」に係る施設であることが前提となっていること。

今後、「新国立競技場の整備に係る財政負担について」（平成27年12月2日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議決定）に基づき、政令において、新国立競技場を定める予定であり、現在のところ、他に対象となる施設は想定していないこと。

別添1 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（条文）

別添2 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（新旧対照表）

別添3 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

### 【本件連絡先】

スポーツ庁政策課企画係

電話 03-5253-4111（代表）

内線3791

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター法及び スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 1. 法律の概要

国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう<sup>に</sup>するために行うスポーツ施設の整備等であって緊急に行う必要があるもの(※)に必要な財源を確保するため、下記の措置を講じる。

※ 特定業務という。平成25年の法改正により、スポーツ振興投票(toto)の収益の一部を特定業務に充てることとする仕組み等が創設。

### 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正

#### (1) 特定業務に充てる金額の上限の変更

平成28年度から平成35年度までの間、特定業務に充てる金額(特定金額)の上限を、スポーツ振興投票の売上金額の5%から10%に変更する。(附則第8条の4関係)

#### (2) 国庫納付する金額の変更

平成28年度から平成35年度までの間、国庫に納付する金額を、スポーツ振興投票の収益の1/3から1/4に変更する。(附則第8条の4関係)

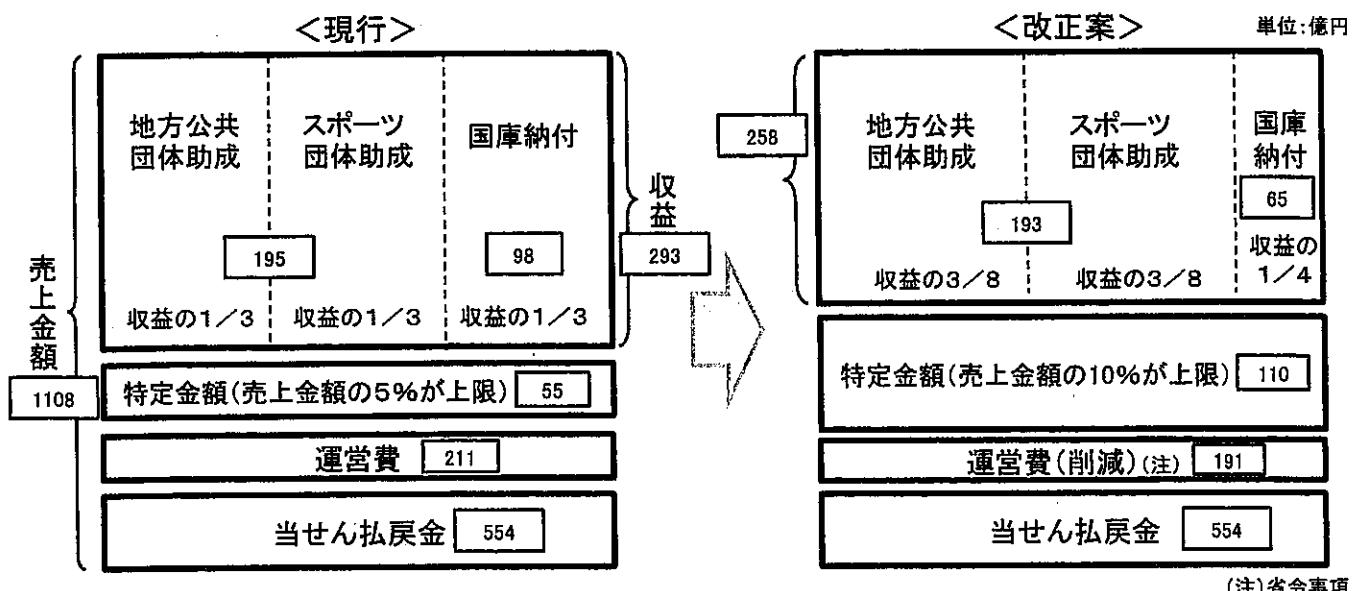
#### (3) 都道府県の負担制度の創設(附則第8条の10関係)

- ① 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、施設が存する都道府県が、その1/3以内を負担する。
- ② 負担する費用の額及び負担の方法は、センターと都道府県が協議して定めることとともに、協議が成立しないときは、文部科学大臣が裁定する。

### スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正

平成28年度から平成35年度までの間、地方公共団体又は地方公共団体の出資等に係るスポーツ団体への助成に充てる金額を、スポーツ振興投票の収益の1/3から3/8に変更する。(附則第4項関係)

#### ■ スポーツ振興投票の売上金の配分



※数値は平成26年度実績に基づくシミュレーション。

※改正法施行後においても、地方公共団体やスポーツ団体に対する助成は、現行とほぼ同水準を維持。



公布日(平成28年5月13日)

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<p>4 (平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の使途の特例)</p> <p>センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「八分の三」とする。</p>	<p>(新設)</p>

中「前条第一項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用する前条第一項」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」とする。

(区分経理)

第八条の五 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の場合における第二十四条第一項及び第三項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附則第八条の五第一項に規定する特定業務勘定」とする。

第八条の六～第八条の九 (略)

(特定業務に係る施設の整備に要する費用についての都道府県の負担)

第八条の十 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、当該政令で定める施設が存する都道府県が、その三分の一以内を負担する。

2 前項の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、センターと当該都道府県とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、文部科学大臣が裁定する。この場合において、文部科学大臣は、当事者の意見を聽かなければならぬ。

(区分経理)

第八条の四 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の場合における第二十四条第一項及び第三項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附則第八条の四第一項に規定する特定業務勘定」とする。

第八条の五～第八条の八 (略)

(新設)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 前	改 正 後	附 則
	（新設）		附 則
第八条の四 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例	(平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例)		
第八条の二 第二項の規定により読み替えて適用する第二十二条、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二条並びに前条第一項の規定について、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」と、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第二項及び附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四」の規定により読み替えて適用する附則第八条の二第一項」と、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する投票法第二十一条第五項及び第二十二条中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四」の規定により読み替えて適用するセンター法附則第八条の二第一項」と、前条第一項			

より読み替えて適用するセンター法附則第八条の二第一項」と、前条第一項中「前条第一項」とあるのは、「次条の規定により読み替えて適用する前条第一項」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」とする。

(スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正)

第二条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。附則に次の二項を加える。

(平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の使途の特例)

4 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「八分の三」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附則中第八条の七を第八条の八とし、第八条の六を第八条の七とし、第八条の五を第八条の六とする。

附則第八条の四第二項中「附則第八条の四第一項」を「附則第八条の五第一項」に改め、同条を附則第八条の五とし、附則第八条の三の次に次の一条を加える。

(平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例)

第八条の四 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項並びに投票法第二十一条第五項及び第二十二条並びに前条第一項の規定の適用については、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第一項中「百分の五」とあるのは「百分の十」と、「三分の一」とあるのは「四分の一」と、附則第八条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二十二条第二項及び附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四」の規定により読み替えて適用する附則第八条の二第一項」と、附則第八条の二第二項の規定により読み替えて適用する投票法第二十一条第五項及び第二十二条中「附則第八条の二第一項」とあるのは「附則第八条の四」の規定に

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の八を附則第八条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定業務に係る施設の整備に要する費用についての都道府県の負担）

第八条の十 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、当該政令で定める施設が存する都道府県が、その三分の一以内を負担する。

2 前項の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、センターと当該都道府県とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、文部科学大臣が裁定する。この

場合において、文部科学大臣は、当事者の意見を聽かなければならない。